平成２６年（フ）第４７８号
神戸市灘区岩屋北町４丁目５番17号
債務者　鍵本　昌幸
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０９号
神戸市須磨区大田町１丁目３番14―506号
債務者　丸山　幸代
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３８号
神戸市中央区旭通３丁目３番16―504号、従前の住所神戸市中央区旭通１丁目１番１―410号
債務者　義原良子こと　金　　良子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４４号
神戸市須磨区千守町１丁目５番19―502号、従前の住所兵庫県西宮市松園町１番30―101号
債務者　松岡　富夫
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５５号
神戸市北区谷上南町14番６―202号
債務者　小山　翔太
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５７号
神戸市垂水区本多聞２丁目23番８―304号、従前の住所神戸市西区学園西町７丁目１番地749―502号
債務者　平田　雅道
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５６４号
神戸市須磨区西落合４丁目１番246―102号
債務者　尾井　マミ（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５７１号
神戸市東灘区北青木４丁目25番17―202号
債務者　川上　敦子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９５号
熊本県上益城郡益城町大字宮園685番地　辻団地６棟104号
債務者　古閑　弘美
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１７号
神奈川県横須賀市富士見町３丁目24番地　ダイヤハイツ
債務者　鈴木津也子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第３０４５号
大阪市浪速区幸町３丁目７番８―906号
債務者　浜　　早苗
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０５８号
大阪市城東区鴫野東１丁目４番11号、前住所大阪市城東区鴫野東３丁目27番18号雅ハイツ301・大阪府堺市堺区南花田口町１丁１番21号
債務者　内山　美貴（旧姓瀬良）
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０７４号
大阪市此花区梅香３丁目31番６号パインマンション302号
債務者　村田　伸幸
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４４号
愛知県豊橋市王ヶ崎町字上原１番地の18　５―410
債務者　イワサキ　バルデッテ　ロドリゲス　デ　ソウザ
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午前11時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１４０号
愛知県豊橋市牛川通５丁目10番地の13
債務者　濱田　竹男
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部